## 令和4年 東川町議会 第1回臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年3月29日

2. 招集場所 東川町議会議場

3. 開 会 令和4年3月29日 午前9時30分 4. 閉 会 令和4年3月29日 午前9時53分

5.会期 1日間

6. 応招議員 1番 杉 本 岳 大 2番 山 家 祥 幸

3番 飯 塚 達 央 4番 薦 田 敏次 能 暢 5番 登 吉 6番 畑 中 雅晴 芳 博 7番 藤 倉 智恵子 8番 安

9番 正 満 正 義 10番 鈴 木 哉 美 11番 鶴 間 松 彦 12番 高 橋 昭 典

7. 不応招議員 な し

8. 出席議員 応招議員に同じ

9. 欠席議員 なし

10. 地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町 市郎 保健福祉課長 佐々木 英 樹 長 松 岡 副 長 平 章 洋 東川スタイル課長 高 石 町  $\blacksquare$ 大 地 都市建設課長矢ノ目 副 町 長市 JII 直樹 俊之 教 育 長杉 山昌 次 学校教育課長 大 角 猛

企画総務課長 佐 藤 文 泰

11. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 本多 大樹 次長 塚原 裕美 書記 栁澤 奨一郎

12. 町長提出議案の題目

議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算(第10号)について

13. 議員提出議案の題目

なし

14. 議事日程

議長は、議事日程を別紙の通り報告した。

15. 会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番 能登暢吉議員、6番 畑中雅晴議員。

## 〇開 会

議長(高橋昭典君)

ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。

よって、令和4年東川町議会第1回臨時会は成立しますので、開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

## ○招集者挨拶

議長(高橋昭典君)

町長より本臨時会招集の挨拶があります。

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

(登壇)

おはようございます。

今日は令和4年度の東川町議会の第1回の臨時会招集させていただきましたけれども、全員の議員の皆様方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、提案申し上げます案件につきましては、令和3年度の最終補正になると思いますけれども、令和3年度の一般会計の補正予算ということの提案でございますので、全会一致で議決を賜りますように、お願いを申し上げます。ありがとうございます。

### ○議事日程の報告

議長(高橋昭典君)

本臨時会の議事日程は、お手元に配付の通りです。

議事日程に従い議事を進めます。

# ○日程第1 会議録署名議員の指名

議長(高橋昭典君)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5番 能登暢吉議員、6番 畑中雅晴議員を指名します。

#### ○日程第2 会期の決定

議長(高橋昭典君)

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本臨時会は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

#### ○日程第3 諸般の報告

議長(高橋 昭典君) 日程第3「諸般の報告」を行います。

町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長(松岡 市郎君)

ありません。

議長(高橋

町長からの報告事項は、ありません。

昭典君) 議会からの報告事項は、別紙配付の通りです。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 〇日程第4 議案第1号

議長(高橋昭典君)

これより、議案審議に入ります。

日程第4 議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算(第10号) について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課 長(佐藤文 泰君)

(登壇)

ただいま議題となりました 議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算(第10号)について」の提案理由と補正内容についてご説明申し上げます。

1頁をお開きください。

令和3年度東川町の一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億7,861万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億4,692万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第3条 地方自治法第 213 条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

今回の補正は、国の令和3年度補正による補助金、交付金の採択等により、令和4年度に事業を繰り越しして実施するもので、地方創生拠点整備交付金の内示を受けた、

- ① 「全世代共生型交流・活躍・健康プラザ整備事業」にかかる事業費、
- ② 第二小学校校舎等長寿命化改良事業のほか、
- ③ ふるさと納税株主寄附金の整理と財源の基金への積立
- ④ 地方交付税の交付決定に伴うもので、

それぞれの事業費等を増額するものが主な内容でございます。

それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、9頁、10頁 の事項別明細書をご覧ください。

2款、総務費、総務管理費、職員給与費は、全世代共生型「交流・活躍・健康」プラザ整備事業にかかる職員人件費を増額するもので、財源については、地方債を増額いたします。

次の企画費、企画政策費、「写真の町」ひがしかわ株主事業は、ひがしかわ株主事業寄附金の投資額が 5,000 万円増えたことに伴い、その増額分に対するふるさと納税返礼品に係る経費について増額するものです。

次の企画費、地方創生推進費、全世代共生型「交流・活躍・健康」プラザ整備事業は、国の令和3年度補正予算として、地方創生拠点整備交付金が予算計上されたことに伴い、本町では、今後も人口を維持し、将来にわたり活力のあるまちづくりを進めながら、全世代共生型、かつ、都市部等の企業人材も含めた、交流・活躍・健康の相乗効果でウェルビーングを高める施設として、子育て支援の強化、健康寿命の延伸等を実現するとともに、関係人口の増加と社会増による人口の維持を図るため

に複合型施設を整備するため、この交付金の申請を行い、3月9日に、対象事業費10億700万円に対して、交付金額は、ソフト分の地方創生推進交付金1,003万7,000円を含む、5億349万9,000円の内示を受けたため、本事業にかかる予算として手数料90万円、設計監理委託料1,700万円、工事請負費12億2,858万9,000円、備品購入費2,100万円をそれぞれ計上するものです。財源内訳について、国庫支出金は、地方創生推進交付金が1,003万7,000円、地方創生拠点整備交付金4億9,346万2,000円、補正予算債として、50%が後年度交付税措置される一般補助施設整備等事業債が4億9,350万円、通常債として30%が後年度交付税措置される同じ一般補助施設整備等事業債が、2億5,940万円をそれぞれ増額するものでございます。

次の9款、教育費、小学校費、学校管理費、第二小学校校舎等長寿命化改良事業は、国の令和3年度補正により学校施設環境改善交付金の採択に伴い、事業費として、普通旅費7万2,000円、消耗品費48万円、複写機借上料26万4,000円、工事請負費2億7,000万円を増額するもので、財源については、国庫支出金は、学校施設環境改善交付金7,249万3,000円を増額し、地方債は補正予算債として、60%が後年度交付税措置される学校教育施設等整備事業債を1億4,350万円増額します。

次の12 款、諸支出金、基金費は、総額で2億6,721万1,000円を増額いたします。財源については、一般財源で2億4,721万1,000円となっていますが、地方交付税、並びに前年度会計繰越金について、普通交付税で33億5,107万8,000円、特別交付税が13億607万円の合計で46億5,714万8,000円に確定したことに伴い、3億4,849万7,000円が、また、前年度会計繰越金は2億9,982万7,000円に確定したことに伴い、6,853万円が、それぞれ余剰財源となることから、減債基金には、第三小学校校舎等長寿命化改良事業分として7,372万円、全世代共生型交流・活躍・健康プラザ整備事業分として1億7,349万1,000円、合計で2億4,721万1,000円の積み立てを行い、「写真の町」ひがしかわ株主基金事業は、2款、総務費、「写真の町」ひがしかわ株主基金事業は、2款、総務費、「写真の町」ひがしかわ株主基金事業でご説明しておりますが、寄附金の投資額が5,000万円増えたことに伴い、その4割分の2,000万円について、増額するものです。

歳出の説明については以上です。

続いて歳入について、7頁、8頁から説明をいたします。

最初に11款、地方交付税については、交付額の確定に伴い、普通交付税で1億8,865万4,000円、特別交付税で1億5,984万3,000円をそれぞれ増額するものです。

次の15款、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金1,003万7,000円、地方創生拠点整備交付金4億9,346万2,000円、次の学校施設環境改善交付金7,249万3,000円については、歳出で説明しました各事業実施に伴う財源として、それぞれ増額し次年度へ繰越しいたします。

次の 18 款、寄附金、総務費寄附金、「写真の町」ひがしかわ株主事業 寄附金については、歳出でも説明しました通り、寄附金の投資額が 5,000 万円増えたことに伴い、増額するものです。

次の19款、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、余剰財源が増えたことにより、1号補正及び2号補正の不足財源繰入分について減額するものでございます。

次の 20 款、繰越金、前年度会計繰越金は、繰越金額の確定に伴う留保

額を全額計上いたします。

次の22款、町債、教育債は、第二小学校校舎等長寿命化改良事業について、補正予算債、学校教育施設等整備事業債を増額し、事業実施に伴う財源として、繰越しいたします。

次の臨時財政対策債は、普通交付税の追加交付分のうち、後年度普通 交付税の基準財政に算入されない臨時財政対策債償還基金費分について 減額いたします。

次の総務債は、全世代共生型交流・活躍・健康プラザ整備事業について、一般補助施設整備等事業債の補正予算債分と通常分についてそれぞれ増額し、事業実施に伴う財源として、繰越しいたします。

以上が歳入の説明でございます。

次に3頁に戻っていただき、第2表の地方債補正ですが、追加分として、一般補助施設整備等事業は、全世代共生型交流・活躍・健康プラザ整備事業7億9,600万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載の通りです。

次に変更分ですが、第二小学校校舎等長寿命化改良事業について、事業費の増額に伴い、学校教育施設等整備事業の限度額を1億5,100万円に変更するものでございますが、起債の方法、利率、償還方法について変更はありません。

第3表は繰越明許費の追加です。1段目と2段目は全世代共生型交流・活躍・健康プラザ整備事業とその事務費の職員人件費を翌年度に繰り越して事業執行し、3段目の社会福祉対策事業は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者分について、4段目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、追加接種第3回目ワクチンの未接種者分について、いずれの事業も対象の期間が令和4年9月30日までとしていることから、それぞれ繰り越して執行するものです。最後の第二小学校校舎等長寿命化改良事業は、国庫補助金が国側で繰り越されることに伴い、事業費を繰り越すもので、合計で5事業、事業費16億6,500万5,000円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

なお、補正予算書の11頁、12頁には、地方債に関する調書を添付していますので、後程ご確認をいただければと思います。

以上が、議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算(第10号)」 の説明であります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、歳入・歳出予算の補正、地方債の補正、繰越明許費、一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、鈴木哉美君。

10番(鈴木 哉美君)) 繰越明許費で、ただいまご説明いただきました、民生費、社会福祉費、 社会福祉対策事業で、非課税世帯の臨時給付金の未申請者分というご説 明がありましたが、これ未申請者分としてのお見積り分として、まだ何 世帯分というふうな把握は、されておりますでしょうか。

議長(高橋昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) ただいまご質問ありました、非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございますが、今回、補正予算では、1,450世帯分の補正予算計上したところでございますけれども、現在執行済みは1,060世帯ということになっております。

ただ、国の方針で出納整理期間に支払った部分については、翌年度で精算する仕様となっておりますので、今回繰越明許設定した金額と実際の執行額と差がありますが、そのへんについては、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(高橋昭典君)

他に質疑はありますか。 9番、正満正義君。

9番(正満 正義君) 全世代共生型のことについて、ちょっと聞きたいと思います。 国からので 5 億円。地方債で 7 億5,000万円ということになってます。 その一般財源については、どのくらいか、その支払い方法だとか、その

積み立てていくのか、どうかそのへんの見通しをちょっとお願いします。

議長(高橋 昭典君) 保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) ただいまご質問ありました、共生プラザの一般財源の関係でございますけども、今回の補正計上しました最大の額でお話しさせていただきますが、先ず交付金の対象となっております建築費 9 億8,692万5,000円については、半分は拠点整備交付金がございます。そのうち交付税補填が半分ということでございますので、一般財源が 2 億4,675万円というふうになっております。さらに今回プラスして補正してる分でございますけども、それについては、起債の充当率100%でございますが、交付税補填率が30%というふうになりますので、一般財源が 1 億6,905万円ということになっております。この建築費合わせまして、 4 億1,580万円が一般財源、持ち出しというふうになります。また、細かいですが、備品についても半分が国庫補助、さらに半分が特別交付税の対象になりますので、一般財源が594万5,000円の持ち出しとなります。

これらを全て合わせますと、一般財源の総額が 4 億2,174万5,000円で予定しております。

それと基金の関係でございますが、当初予算の執行方針でもございましたが、令和3年度末までに、目標としては2億から2億5,000万円程度の積立ができればと思っております。また、令和5年末までに5億から5億5,000万円の積立を現在目標として定めているところでございます。以上でございます。

議長(高橋 昭典君) 他に質疑ありますか。 9番、正満正義君。

9番(正満 正義君) 今、令和4、5と見通しのことがありましたが、その見通しというのは、かなり濃厚な濃い見通しなんでしょうか。それとも、これから計画を練ってという、どうなんでしょう。お願いします。

議長(高橋

副町長、市川直樹君。

#### 昭典君)

# 副町長(市川直樹君)

ただいまのご質問ですが、先ずは1点目、その一般財源分、今回の補正におきまして、先程説明しましたように、共生エリア分については、今回の補正の中に1億7,349万1,000円これもう既に積み込むということにしております。それで、今回最終補正ということでございますけども、令和4年度の繰越金はまだ確定しておりませんので、そこで、当初予さは、1億の繰越を予定しておりますが、昨年の場合は、2億ちょとかでは、1億の繰越を予定しておりますが、昨年の場合は、2億ちょとかいるっていうこともございますし、それ以外にも推進交付金だといいるっていうこともございますし、それ以外にも推進交付金だといいるかたちで事業執行していく中で、当然この今お示しした4億で見もっておりますので、これが当然中を精査して、設計をしていきます。一財分の持ち出し分については、今回積み上げたもの、プラス令和4年度、5年度の中では、当然計画通りいける範囲であるというふうに考えております。

# 議長(高橋 昭典君)

他に質疑ありますか。(「質疑なし。」の声あり)

これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。反対討論ありますか。(「討論なし。」の声あり)

計論なしと認めます。

議案第1号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算(第10号)について」は、原案の通り可決されました。

#### 〇閉 会

議長(高橋昭典君)

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上をもって、令和4年東川町議会第1回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを 証するためここに署名する。

東川町議会議長	高橋	昭典
会議録署名議員	能登	暢吉
会議録署名議員	畑中	雅晴